

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 3 7 号

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和 4 9 年瀬戸市条例第 1 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けた者に係る廃止前の瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第 1 0 条第 2 項に規定する使用料の徴収及び同条第 3 項ただし書に規定する使用料の還付に関しては、同条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。